

## 三鷹市の「コンビニ等による経路機関方式」の提案の概要と結果について

### 提案の背景

先の国会において成立した競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(市場化テスト法)の規定に基づき、総務省及び法務省から4つの省令案(概要)が示され、行政手続法に基づくパブリックコメントが行われました。しかし、これらの省令案は、戸籍や住民票等の交付の請求の受付・引渡しを郵便局で行う、現行のいわゆる郵便局事務取扱法に基づく省令の「引き写し」の規定となっていました。

現行の「郵便局方式」では、市町村長の公印を自動押印する電子押印機能付の特別のファクスの設置など、民間事業者側は相当の施設・設備及び人的な体制の整備を条件とするものです。さらに「郵便局方式」は市町村の開庁時間内において、市町村と郵便局がファクスの相互送信等によって住民票や戸籍等の「即時交付」を行うものであり、取扱い時間の拡大による市民の利便性の向上につながるものではありませんでした。

### 三鷹市が提案する「コンビニ等による経路機関方式」のメリット

そこで三鷹市は法に基づく他の形式として、民間事業者側は契印の押印等の作成業務には従事せず、「経路機関」として「受付及び引渡し」のみを行う方式(「コンビニ等による経路機関方式」)が、法の趣旨・規定にも合致し、市民・民間事業者・市町村が求めるものと考え、それが可能となるようにパブリックコメントで意見書を両省に提出しました。

本市が提案する具体的な例としては、コンビニエンスストア等で受付した戸籍謄本等の請求書を市町村に送付し、市町村は契印の措置等も含めてすべての作成作業を行って戸籍謄本等を完成させてコンビニに送付し、後日取りに来た請求者に引渡す方式です。この方式は、戸籍謄本等のその場での「即時交付」は行いませんが、深夜など市町村の開庁時間においても近所のコンビニで交付の請求ができ、後日、請求者の都合の良い時間に受け取ることができるものです。さらに民間事業者側にとっても、電子押印機能付のファクスの設置や公印の管理、また郵便局のような窓口施設は不要となり、参入がより容易になります。

### 本市の提案に対するパブリックコメントの結果

7月7日(金)に公表されたパブリックコメントの結果としては、本市が提案する「コンビニ等による経路機関方式」が可能な場合は、「内閣府とともに、市民・民間事業者・市町村等に対して、コンビニ等による経路機関方式が可能になったことを広く周知すること。」と意見を出していましたが、それに対しては、「御指摘の受付及び引渡し方法は、公共サービス実施民間事業者の要件等を満たせば可能と考えられるところである。市場化テストについては、内閣府が中心となって広報しているところであり、今後も必要な連携を図って参りたい。」との回答を得ることができました。

また、実務的な問題として「コンビニ等による経路機関方式」を可能とするには、省令案に定められた「契印の規定」などが問題となっていました。法務省所管の「戸籍等の謄本の交付」の省令については、同省は省令案の変更は行わないが、規定の解釈として、「コンビニ等による経路機関方式」が実施できることとなる趣旨の見解が示されました。

### これまでの総務省の見解

以前から、「コンビニで住民票や戸籍を受け取ることができれば」という要望は、全国的に各方面からありました。しかし、千葉県市川市が平成9年から先駆的に実施した「コンビ

二による住民票の取次ぎ」については、当時から自治省（現・総務省）は「違法性の疑いがある」との見解であり、他の自治体に広がる制度とはなりませんでしたが、ここで「公共サービス改革法」に基づく制度として、初めて住民票や戸籍等の受渡しコンビニ等で実施できるところとなりました。

現行の「郵便局方式」だけでは「受付時間の延長」にはつながりませんが、「コンビニ等による経路機関方式」は、勤労者等が深夜などの時間帯でも、より身近な施設で住民票の請求ができるようになるなど、画期的な市民サービスの向上につながるものであり、法の施行に伴い、多くの国民が市町村の窓口サービスの向上を実感できる制度であると考えます。

### **三鷹市のこれまでの規制緩和に関する国への提案**

そもそも本市は、平成 14 年から平成 15 年にかけて構造改革特区の第 1 次及び第 2 次提案において「本庁舎以外で行っている市民課窓口業務のうち戸籍謄抄本の交付事務の取り次ぎの民間委託」を提案しましたが、その際、法務省の拒否回答を受け、更に「法令解釈事前確認制度照会書」を平成 15 年 6 月に法務大臣に提出していました。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/houreikakunin/10houmu/koseki.html>)

本市の提案に対して法務省は、「戸籍謄抄本の交付は公証事務であり、その方法は市区町村長の認証を付した証明書を交付することにより行われる。すなわち、戸籍謄抄本の作成自体が公証事務の主たる部分であるから、その部分を公務員でない者が行うことは相当でない」との理由で拒否したものでした。

しかし、今回の公共サービス改革法第 34 条の規定に基づく戸籍謄抄本等の受渡し業務の民間開放は、結果として、特区における本市の提案が実現したのですが、それは、郵政民営化とそれに伴う郵便局職員の非公務員化によって、郵便局以外の民間事業者に当該業務の民間開放を拒否する根拠が無くなったからであると考えます。

### **三鷹市の窓口サービス改善の取り組み**

これまでも三鷹市は、例えば三鷹駅前の市政窓口については、夜間は午後 7 時 30 分まで窓口を開き、また住民票等の自動交付機は夜 9 時まで稼働しています。さらに平成 14 年 10 月から土曜日の窓口サービスを行うとともに、コストの節減を図るために、株式会社へ同窓口業務の一部委託を行っています。さらに、昨年からは日曜日も窓口業務を行うことで利便性の向上にも努めるとともに、戸籍の電子化によって、以前対応できなかった夜間や土・日曜日の戸籍証明の発行が可能となるなどの市民サービスの向上に務めてきました。

また、平成 14 年の特区提案では、「公金取扱い業務の民間委託の拡大」も提案していましたが、その提案は総務省において認められて地方自治法施行令が改正され、平成 15 年 4 月から地方税収納事務の私人への委託が可能となりました。本市は、その規制緩和を活用し、平成 16 年度に税の分野では全国に先駆けて軽自動車税のコンビニ収納を導入しました。現在、コンビニ収納については、他の税目への拡大を検討しています。

三鷹市は、現行の「行財政改革アクションプラン 2010」の見直し方針を策定する予定ですが、その中で、行政サービスの提供や防犯の拠点として、地域のコンビニエンスストアや郵便局の総合的な活用策を検討することとしています。今回、制度化されたコンビニ等における住民票や戸籍の取扱いについては、個人情報への適切な取扱いの体制や民間事業者を支払う手数料等の問題がありますので、アクションプラン見直し方針を策定する中で、新たな制度の可能性と課題についても検討を行っていきます。

いずれにいたしましても、全国の自治体や市民が望む「コンビニ等による経路機関方式」が本市の提案も契機となって制度化されたことは、分権時代に相応しい結果であったと考えます。

お問い合わせ先

三鷹市企画部企画経営室 主査 一條 義治

〒181-8555(事業所番号)東京都三鷹市野崎1-1-1

tel 0422 45 1151(内線2150) fax 0422 48 1419

E-mail:kikaku@city.mitaka.tokyo.jp